

特徴税通システム

全体概要

(税務ソフト会社・一般向け)

第 1.2 版

令和 5 年 12 月
地方税共同機構

特徴税通システム 全体概要 (税務ソフト会社・一般向け)

<変更履歴>

項番	変更日	版数	変更内容	変更箇所
1	2023/6/30	0.1	新規作成	—
2	2023/8/31	1.0	次の用語、及び用語説明を訂正。 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートデスク (用語説明を訂正) ・地方団体 (用語説明を訂正) ・ヘルプデスク (利用者用ヘルプデスクから用語、用語説明を訂正) ・利用者 (用語説明を訂正) 	別紙4：用語集
3	2023/11/30	1.1	本文書名称を変更。 変更前) 特徴システム 全体概要 変更後) 特徴システム 全体概要 (税務ソフト会社・一般向け)	表紙 (別紙含む) 各ページのヘッダー
			所得税と住民税の定額減税実施に伴い、通知書の様式に変更が発生した場合は、それに合わせた更新版を公開する旨を追記。	はじめに
			受給者番号は納税義務者ごとに設定される必要がある旨を追記。	1.3.1 特別徴収義務者向け、※ 補足：受給者番号について
			受給者番号の文字列の末尾にスペースが入った場合は、地方団体によって認識されないケースがある旨を追記。	1.3.1 特別徴収義務者向け、※ 補足：受給者番号について
			パスワードは同一の納税義務者であっても、通知書ごとに異なる旨を追記。	1.3.2 納税義務者向け、(1) 「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」
			パスワードを表示する際に、表示履歴が記録される旨を追記。	1.3.2 納税義務者向け、(1) 「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」

特徴税通システム 全体概要 (税務ソフト会社・一般向け)

項番	変更日	版数	変更内容	変更箇所
			法改正にともない、帳票 2 ページ目の文言を更新。	別紙 1 : 通知書イメージ
<p>変更前)</p> <p>●税額控除 (住宅借入金等特別税額控除) (中略)</p> <p>ただし、居住年が平成 26 年から令和 7 年までであって、特定取得、又は特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を 136,500 円」として計算した金額 (以降省略)</p>			<p>変更後 (下線部変更部分))</p> <p>●税額控除 (住宅借入金等特別税額控除) (中略)</p> <p>ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで (地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで) であって、<u>特定取得、特別特定取得 (特例取得及び特別特例取得を含む。)</u>又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を 136,500 円」として計算した金額 (以降省略)</p>	
			また、各種可変印字部分の記載を見直して更新。	
4	2023/12/15	1.2	受給者番号として使用できない文字列は、英大文字、英小文字を問わず、使用できない旨を追記。	1.3.1 特別徴収義務者向け、※ 補足：受給者番号について

目次

1	システムの全体概要	1
1.1	機能提供範囲について	1
1.2	システム構成の概要について	2
1.3	利用者に提供する機能の概要について	4
1.3.1	特別徴収義務者向け	4
1.3.2	納税義務者向け	8
2	通知書の様式	9
2.1	帳票イメージ	9
3	その他帳票	9
3.1	パスワード取得用 URL ファイル	9
4	用語集	9

別紙 1：通知書イメージ

別紙 2：パスワード取得用 URL ファイルイメージ

別紙 3：用語集

はじめに

地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）では、平成 28 年度から個人住民税特別徴収税額通知書のうち、特別徴収義務者用について電子的に特別徴収義務者に送付することが可能となっている。

「地方税法等の関係法令の改正により、令和 6 年度以後は、個人住民税特別徴収税額通知書のうち、納税義務者用（以下「通知書」という。）についても特別徴収義務者が希望する場合には、電子的に特別徴収義務者を介して納税義務者へ送付することとなった。

【参考】令和 3 年度税制改正の大綱（抜粋）

(1) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、eLTAX を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容を eLTAX を経由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。

(注) 現在、選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付の際の電子データの副本送付は、終了することとする。

(2) 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAX を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容を eLTAX を経由して当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を經由して納税義務者に提供しなければならないこととする。この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日から、通知書の電子的送付を可能とするため、「通知書作成システム」、「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」、「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」からなる特徴税通システムを本番稼働する。

本書では、サービスの全体概要や、「通知書作成システム」の基本仕様等について記述する。

なお、所得税と住民税の定額減税実施に伴い、通知書の様式に変更が発生した場合は、それに合わせた更新版を公開する。

提供する公開仕様書の体系を以下に示す。

項番	分類	資料名	概要
1	開発関連	全体概要	サービスの全体概要や、「通知書作成システム」の基本仕様等について記載する。
2		ファイルレイアウト仕様書	本システムで作成するファイルの命名規則、ファイルレイアウト等の各種ルールについて記載する。

1 システムの全体概要

令和6年4月から運用を行う特徴税通システムの基本的な考え方やシステム構成の概要を本章に記載する。

1.1 機能提供範囲について

特徴税通システムでは、地方団体が作成した税通基本情報ファイルを用いて通知書を作成し、電子的に「eLTAX ポータル」へ送信するまで、及び、「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」、「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」の提供を機能提供範囲とする。

なお、特別徴収義務者から納税義務者への通知書の配布は、機能提供範囲外である。

1.2 システム構成の概要について

システム構成の概要図を図 1-1 に示す。

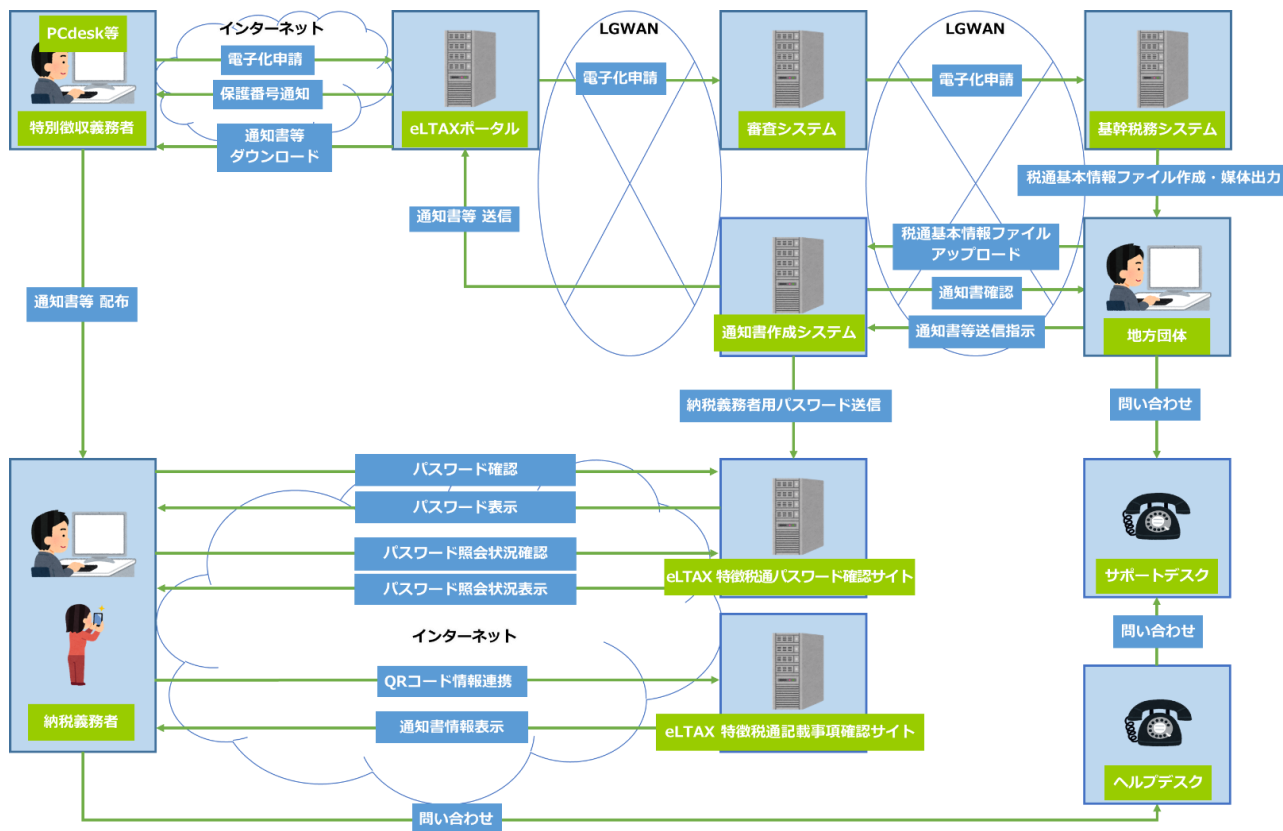


図 1-1 システム構成の概要図

概要図の構成要素を以下に示す。

【eLTAX ポータル】

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムであり、通知書の作成・配布に関する業務においては、特別徴収義務者が電子的に提出する給与支払報告書を地方団体へ連携する機能や、作成した通知書を特別徴収義務者へ提供する機能を担う。

【通知書作成システム】

地方団体がアップロードした税通基本情報ファイルから、通知書の作成を行う。本書では主に本システムの基本仕様を説明する。

【eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト】

暗号化された通知書を復号化するためのパスワードを取得する機能を、納税義務者へ提供する。

通知書は納税義務者単位で PDF ファイルとして作成し、パスワード付き ZIP ファイルとして暗号化する。パスワード付き ZIP ファイルの復号パスワード（以下「復号パスワード」という。）は、パスワード付き ZIP ファイル別に異なる設定とする。納税義務者は、「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」を通じて復号パスワードを入手する。

なお、「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」の URL は、パスワード付き ZIP ファイル別に異なる。当該 URL は PDF ファイル形式の通知物（以下「パスワード取得用 URL ファイル」という。）に記載する。パスワード取得用 URL ファイルは通知書（パスワード付き ZIP ファイル）と一緒に特別徴収義務者へ提供する。特別徴収義務者から納税義務者へ提供いただきたい。

【eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト】

改ざん防止のため通知書には通知書の記載事項の一部を暗号化した QR コードを記載する。「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」は、通知書に記載された QR コードを QR コードリーダーやスマートフォンのカメラ等で読み取ることで、QR コードに含まれる通知書の記載事項を画面に表示する。

「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」は、納税義務者のほか、納税義務者から所得確認用書類として通知書の提示を受けた金融機関等が、通知書の真正性を判断するために利用することを想定している。「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」の利用者は、通知書に記載された情報と本サイト上に表示される情報を比較することで、記載事項が改ざんされていないことを確認できる。

1.3 利用者に提供する機能の概要について

特別徴収義務者及び納税義務者に提供する主な機能を以下に示す。

1.3.1 特別徴収義務者向け

(1) 「eLTAX ポータル」及び「PCdesk」

「eLTAX ポータル」及び「PCdesk」に次の機能を追加する。

※詳細は「eLTAX ポータル」及び「PCdesk」の仕様書を参照すること。

- ① 通知書の電子化を申請する機能（給与支払報告書提出時に電子の通知書、もしくは紙の通知書を選択）
- ② 通知書等のデータをダウンロードする機能

(2) 「通知書作成システム」

「通知書作成システム」で表 1-1 のファイルを作成し、「eLTAX ポータル」を通じて特別徴収義務者へ提供する。

表 1-1 特別徴収義務者へ提供するファイル

項番	ファイル名称	説明
1	税通帳票ファイル	地方団体が作成・アップロードする税通基本情報ファイルから作成する通知書であり、納税義務者1名につき、1ファイル作成する。 PDF ファイルとして作成した後、暗号化を行うために当該PDF ファイルをパスワード付きのZIP ファイルにする。
2	パスワード確認用 URL ファイル	パスワード付きのZIP ファイルに暗号化された税通帳票ファイルを復号化するパスワードの確認方法を案内するファイルであり、税通帳票ファイル1ファイルにつき1ファイル作成する。 「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」のURLを本ファイル中に記載するが、当該URLは税通帳票ファイルごとに異なる。 PDF ファイルとして作成し、暗号化は行わない。

項番	ファイル名称	説明
3	税通一覧ファイル	<p>税通帳票ファイルの一覧データとして作成し、特徴義務者が納税義務者へ税通帳票ファイルを配布する際の確認用として活用することを想定している。</p> <p>CSV ファイルとして作成し、税通帳票ファイルのファイル名、納税義務者氏名、受給者番等のデータを設定する。</p> <p>暗号化は行わない。</p>

(3) 留意事項

特別徴収義務者が通知書を電子的手段で取得して納税義務者へ配布し、「特徴税通システム」のサービスを利用するにあたってご留意いただきたい事項を表 1-2 に示す。

表 1-2 留意事項

項番	件名	内容
1	受給者番号について	下記「※ 補足：受給者番号について」に記載する。
2	納税義務者へのメール配布における留意点	<p>情報セキュリティの観点から、税通帳票ファイルとパスワード取得用 URL ファイルを納税義務者へメールで配布する場合には、個別に納税義務者へ配布する、それぞれのファイルを別の方法で配布する等、税通帳票ファイルとパスワード取得用 URL ファイルが同時に該当の納税義務者以外へ流出しないように考慮して配布を行うことを推奨する。</p>
3	税通帳票ファイル復号について	<p>税通帳票ファイルはパスワード付き ZIP ファイルとして暗号化して配布する。暗号化方式には、セキュリティ強度の観点から AES256 暗号化方式を採用する。</p> <p>AES256 暗号化方式で暗号化されたファイルは、Windows 標準のアプリケーションでは復号化できず、対応するアプリケーションのインストールが必要である等、復号化するために考慮すべき事項がある。</p> <p>特別徴収義務者には、納税義務者に対してその旨の案内をする等、納税義務者が税通帳票ファイルを復号化するために必要な対応をお願いしたい。</p> <p>※ 将来的な暗号化技術の進展によって、暗号化方式は見直す可能性がある。</p>

項番	件名	内容
4	税通一覧ファイルにおける氏名の表示	<p>地方団体は納税義務者の氏名等で、文字情報技術促進協議会が「文字情報基盤」で整備した文字の全てを使用する。PDF ファイルである税通帳票ファイル、及びパスワード確認 URL ファイルでは、PDF ファイルにフォント情報を埋め込むため、表示端末の環境によらず全ての文字を表示可能である。</p> <p>一方、CSV ファイルである税通一覧ファイルに関しては、「IPAmj 明朝」フォントを搭載していない端末では、表示端末の環境に依存して特定の文字が表示されない、もしくは異なる字形の文字が表示される可能性がある。</p>

※ 補足：受給者番号について

特別徴収義務者へ提供する税通帳票ファイル等のファイル名の一部には、特別徴収義務者及び納税義務者の特定を可能にするため、受給者番号を設定する。そのため、受給者番号は納税義務者ごとに設定される必要があるとともに、以下に示す仕様に則った文字列である必要がある。

受給者番号の仕様

- 半角文字の内、英大文字、英小文字、数字、記号のみ
- 受給者番号の文字列の末尾にスペースが入った場合は、地方団体によって認識されないケースがある
- 最大 25 桁

特に、表 1-3 に示すファイル名として使用できない文字や文字列を除いて構成しなければならない点に、留意する必要がある。

表 1-3 受給者番号として使用できない文字、文字列

項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ
2	@	アットマーク
3	¥	バックslash、円記号
4	/	slash
5	:	コロ
6	*	アスタリスク
7	?	クエスチョンマーク、疑問符
8	"	ダブルクォーテーション
9	'	シングルクォーテーション
10		バーティカルバー
11	#	シャープ
12	%	パーセント
13	^	caret
14	`	backtick
15	~	チルダ
16	_	アンダーバー
17	<	不等号小なり
18	>	不等号大なり
19	[左角括弧
20]	右角括弧
21	{	左中括弧

項番	文字、文字列	説明
22	}	右中括弧
23	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
24	AUX	AUXのみの文字列(※)
25	COM0 ~ COM9	{COM}&0から9の連番のみの文字列(※)
26	CON	CONのみの文字列(※)
27	LPT0 ~ LPT9	{LPT}&0から9の連番のみの文字列(※)
28	NUL	NULのみの文字列(※)
29	PRN	PRNのみの文字列(※)

※ 文字列は英大文字、英小文字を問わず、エラーとする。

(例) aux、Com0 等

1.3.2 納税義務者向け

(1) 「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」

- ① 通知書の復号パスワードを表示する機能(※1、※2)
- ② 復号パスワードを表示させた履歴(日付、時間等)を表示する機能

※1 パスワードは同一の納税義務者であっても、通知書ごとに異なる。

※2 パスワードを表示する際に、表示履歴が記録される。

詳細は「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト操作マニュアル」を参照すること。

(2) 「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」

- ① QRコードの読み取り機能(※3)
 - ①-1 カメラによるQRコードの読み取り機能
 - ①-2 PDFファイルのアップロードによるQRコードの読み取り機能
 - ①-3 QRコードリーダーによるQRコードの読み取り機能
- ② QRコード情報を復号化して表示する機能(※4,5)

※3 利用者は①-1～①-3の内いずれか1つの機能を利用し、QRコードを読み取る。

※4 QRコードとして収録できるデータ量が限られるため、一部の情報はQRコードには含めず、「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」で表示されない。

※5 「1.3.1 特別徴収義務者向け、表1-2 留意事項」の項番4「税通一覧ファイルにおける氏名の表示」と同様に、「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」における納税義務者の氏名の表示に関して、「IPAmj 明朝」フォントを搭載していない端末では一部の文字が表示されない等、表示端末の環境に依存して文字が表示されない、もしくは異なる字形の文字が表示される可能性がある。

2 通知書の様式

2.1 帳票イメージ

通知書については政令指定都市とそれ以外の地方団体で、市区町村民税と都道府県民税の所得割税率の割合が異なる等、帳票イメージが異なる部分があるため、それぞれに応じた 2 種類を使い分けて作成する。

帳票のイメージは「別紙 1 : 通知書イメージ」を参照すること。

3 その他帳票

3.1 パスワード取得用 URL ファイル

納税義務者 1 名につき 1 ページ、1 ファイルの PDF ファイルで作成し、特別徴収義務者を通じて納税義務者へ提供する。

帳票のイメージは「別紙 2 : パスワード取得用 URL ファイルイメージ」を参照すること。

4 用語集

特徴税通システムの用語集を「別紙 3 : 用語集」として添付する。